ＰＰＴ　表紙

　本日はふくしま共生サポーター養成講座を受講いただきありがとうございます。本日講師を務めます○○と申します。

　この講座では「障がい」に関する基礎知識や、障害者差別解消法の概要などについて学んでいただきます。

　早速ですが、動画を一本ご覧いただきたいと思います。この動画は、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」、そして「福島県手話言語条例」ができた際に福島県が作成したものです。動画の最後に簡単な手話の説明があるので、みなさんもぜひ一緒にやって覚えてみてください。

～動画視聴（障がいのある人もない人も共に暮らしやすいふくしまけん）（約20分）～

　※最後の手話の紹介部分では動画に合わせて手話を行う。

　ご視聴いただきありがとうございました。この動画は福島県の公式YouTubeにアップロードされておりますので、いつでもご視聴いただけます。

ＰＰＴ　1枚目　1　はじめに　～福島県の障がい者施策～

　障がいに関する説明に入る前に、福島県の障がい福祉課が何をしているのか簡単にご紹介したいと思います。

　県では、「第5次福島県障がい者計画」を定めており、「障がいのある方の人権・人格が尊重され、等しく社会の一員として生活できる社会の実現」を基本理念に、「障がいのある方もない方も、ともに生きる社会」いわゆる「共生社会」の実現を目指して、施策を進めています。

　具体的には、障がいのある方が暮らしたいと望む地域で、自分らしく自立した生活を送るための支援を行ったり、障がいのある方が活躍できる差別のない社会づくりに取り組んだりしています。

　今回受講いただいている「ふくしま共生サポーター養成講座」も、共生社会実現のための県の取組の一つです。障害者差別解消法は平成28年4月に施行されましたが、この法律ができたからすぐに社会から差別が無くなるというものではありません。障がいのあるなしに関わらず、県民一人一人がこの法律を理解し、障がいや障がいのある方に対する理解を深めることがとても重要です。今回の講座が終わった後に、少しでも障がいや障がいのある方への理解が深まったと感じていただけたら幸いです。

ＰＰＴ　2枚目　2　「障がい」と「障がいのある方」

　さきほどの動画では様々な障がいについて説明がありました。では、そうした障がいのある方は実際にどれくらいいるのでしょうか？

　一つの指標として、「障害者手帳の所持者数」をもとに、県内の障がいのある方の人数を見てみます。

　福島県では令和6年4月現在、身体障がいのある方が74,458人、知的障がいのある方が20，213人、精神障がいのある方が17,906人、合わせて112,577人が障害者手帳を所持しています。

※　：毎年度更新箇所

ＰＰＴ　3枚目　福島県の人口

　令和6年4月1日現在の福島県の推計人口は1,750,349人ですので、これらをもとに計算すると、県の人口の約6％、つまり約16人に1人が障害者手帳を持っているという計算になります。

　ここでは障害者手帳を持っている方について考えましたが、手帳は持っていないけれども、生活に支障のある障がいがあるという方も当然いらっしゃいます。ですので、障がいのある方は決して少なくないということはご理解いただけるのではないでしょうか。

※　：適宜更新箇所

ＰＰＴ　4枚目　障害者手帳について

　障がいは種類も程度も様々ですが、ここでは障害者手帳に該当する3区分の障がいについて、簡単に説明したいと思います。

　まずは、身体障がいです。身体障害者福祉法により、身体障害者手帳が交付されています。

　身体障がいと一口に言っても、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、内部障がい、音声・言語・そしゃく障がいなど、様々な障がいがあります。聴覚障がいや内部障がいなど、外見では障がいがあると分からない場合もありますし、先天的な障がいだけではなく、事故等が原因で後天的に障がいが生じる場合もあります。また、同じ障がい種別であっても、程度には個人差があります。

　次に、知的障がいです。自治体によって名称や等級が異なる場合がありますが、福島県では療育手帳が交付されており、等級はＡが重度、Ｂが軽度となっています。

　知的能力の発達が同年代の人に比べて低い水準にとどまっているため、日常生活や他人とのコミュニケーションに支障が生じている状態のことをいいます。

　最後に、精神障がいです。精神保健福祉法により、精神障害者保健福祉手帳が交付されています。

　統合失調症や気分障がいの他、自閉症スペクトラムなどの発達障がい、高次脳機能障がいも精神障害者保健福祉手帳に該当します。障がいがあるとは見た目では分からないことからも、まだまだ差別や偏見が多く、手帳を取得せず、医療費の負担が軽減できる自立支援医療のみを利用している方もいらっしゃいます。

　その他、障害者手帳に該当しない障がいのある方や、指定された難病に該当する方などが利用できる障がい福祉サービスもあります。

　また、手帳制度は1級（療育手帳であればＡ）の方が障がいが重度であり、数字が大きくなるほど軽度ということになりますが、障がい支援区分や要介護度は、数字が大きいほうが重度となります。

　なお、障害者手帳の等級、障害年金の等級、障害支援区分、要介護度等はそれぞれ違う制度で決められているため、「手帳が1級だから、年金も1級になる」という訳ではないことにも注意が必要です。

ＰＰＴ　5枚目　法律による「障がいのある方」の定義

　障がいのある方に関する法律は様々ありますが、それぞれ、目的に応じて「障がいがある方」とはどういう方かを定義しています。

　例をあげますと、障がい者施策の基本となっている障害者基本法では、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者雇用促進法では「長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」としています。

　このように、誰を対象とした法律なのかは、それぞれの法律ごとに整理されており、それらに基づき施策が講じられています。

ＰＰＴ　6枚目　障がいのある方への理解を深めるための3つのポイント

　共生社会実現のためには、皆さん一人一人が障がいや障がいのある方への理解を深めることが求められますが、そのためにはどんなことを意識したら良いのでしょうか。次の3つのポイントを意識していただきたいと思います。

　1つ目は「『障がいのある方』とひとくくりにしない」ということです。障がいは種類も程度も様々ということはご理解いただけたかと思います。その上で、実際に接するときには、「○○障がいのある方」としてではなく、その人自身と話しているということを忘れないようにしましょう。

　2つ目は「自分の価値観だけで判断せずに、本人の意思を尊重する」ということです。障がいを解消するために、「こうした方がいいのかな？」と想像することは大事なことですが、本人がそれを必要としているかどうかを対話によって確認することが重要です。また、介助者がいても、介助者だけに話をするのではなく、本人に話しかけ本人の意思を尊重するようにしましょう。

　3つ目は、「積極的にさまざまな方と交流する」ということです。差別や偏見は、誤解や無関心から生まれることがあります。実際に会って対話をすることで、障がいに対する理解が深まるだけでなく、その方がどういったことで困っているのかということに意識を向けられるようになります。これは、後で説明する社会的障壁というものを理解する上でとても重要な視点です。

ＰＰＴ　7枚目　障がい者福祉の歴史

　差別解消法の中身を説明する前に、障がいのある方に関する法律などが、どのような歴史をたどってきたのかを簡単に説明したいと思います。

　障がいのある方に関する初めての国際条約である「障害者権利条約」は、2006年（平成18年）の国連総会で採択されました。この条約は、障がいのある方の人権や基本的自由を確保することを目的としており、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がいのある方の社会参加など幅広い内容について定められています。この条約が作られた時のスローガンが｢Nothing About Us Without Us!（私たちのことを私たち抜きで決めないで！）｣というものでした。ここでいう「私たち」とは「障がいのある当事者」のことを指します。実際に、この条約をつくるための会議では、政府間の交渉だけではなく、障がい者団体が発言する機会も設けられ、日本からも200人にのぼる障がい者団体の関係者がニューヨークの国連本部での委員会に参加しました。

　日本は採択の翌年2007年に条約に署名しましたが、“署名”は「条約に合意しました」ということであって、実際に条約に拘束されるようになるためには、国会で条約を“批准”する必要があります。ですが、批准に至ったのはその7年後の2014年であり、これは、この条約の内容を守るだけの国内の法整備ができていなかったためでした。そのため、条約の内容を国内で具体化するために、2011年に障害者基本法の改正に始まり2012年に総合支援法の成立、さらにその翌年2013年に障害者雇用促進法の改正と障害者差別解消法の成立を経て、ようやく2014年に条約を批准するに至りました。

ＰＰＴ　8枚目　3　そもそも「障がい」とは何だろう？

　障害者権利条約では、「障がい」に対する考え方という点でも、いままでと大きな違いがありました。それは「医学モデル」から「社会モデル」の考え方が中心になったことでした。

　例えば、車いすにのった方が入口の前に段差があってお店に入れないという状況を考えてみます。

　この男性がお店に入れない原因について、男性の足に障がいがあるのが原因だと考えるのが「医学モデル」です。医学モデルでは、障がいを解消するには、その方がリハビリなどによって歩けるようになるといった方法が考えられます。障がいが個人的なものと考えるので「個人モデル」ともいいます。

ＰＰＴ　9枚目　社会モデル

　一方、「社会モデル」では、この方がお店に入れない原因は「そもそも入口に段差があるから」だと考えます。社会に存在する、「障がい」を生じさせる障壁（バリア）のことを「社会的障壁」というのですが、この例では「段差」が社会的障壁になっているから、段差をなくせば障がいがなくなり、車いすのままでもお店に入れるようになります。ここで大事なことは、車いすの方ではなく周囲の環境が変わることによって障がいが解消したということです。

ＰＰＴ　10枚目　社会モデル②

　このように、社会モデルでは「障がい」とは本人の医学的な心身の機能の障がいを指すもの（医学モデル）ではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）との相互作用によって生じるものと考えます。

　「障がい」が個人だけの問題ではなく、周囲の環境によって生じたり解消したりするということで、「障がい」は障がいのない方にとっても人事ではないということが分かっていただけるかと思います。

ＰＰＴ　11枚目　4つの社会的障壁

　社会的障壁について、法律では「事物、制度、慣行、観念」と例示しています。

　1つ目は「事物（物理的な障壁）」です。これは、さきほどの例のように、車いすユーザーにとっての段差などを指します。

　2つ目は「制度」です。これは、社会のルールなどによって、能力以前の段階で機会が奪われてしまうバリアのことです。就職試験などで「障がいがある」という理由だけで不利に扱われ、不採用にされてしまうことなどがこれに当たります。

　3つ目は「慣行（文化・情報面の障壁）」です。これは、情報面での不平等を生じさせるようなバリアのことです。例えば、映像に手話や字幕がついていないと、耳がきこえない方には十分に情報が伝わりません。誰もが情報にアクセスできるようにする配慮が必要です。

　4つ目は、「観念（意識上の障壁）」です。これは直接的な差別だけでなく、障がいへの無関心なども含まれます。障がいは社会的障壁によっても生じるもので、人事ではないということを多くの人が理解することが、障がいのある人もない人も暮らしやすい社会の実現につながります。

　もちろん、これらの類型以外にも社会的障壁は存在します。障がいのある方にとって「何が社会的障壁になっているか」と考えることが、後で説明する「合理的配慮」を理解するうえで重要な視点になります。

ＰＰＴ　12枚目　もし2階建ての建物に階段もエレベーターもなかったら

　社会的障壁は障がいのない方を前提に社会がつくられることで生じると考えられています。では、実際に社会的障壁とはどういうものなのか少し想像していただきたいと思います。

　もし、世界中の2階建ての建物に階段もエレベーターもなかったらどうでしょうか。多くの人は困るかもしれませんが、例えば腕力に自信があって簡単に壁をよじ登ることができる人などはあまり困らないかもしれません。そのような建物で皆さんが2階に行けなかったとしたら、「登れない自分が悪い」と思うよりも「階段もエレベーターもないこの建物が悪い」と思うのではないでしょうか。

　障がいのない方の場合、階段がないという「社会的障壁」を除去するには、はしごを貸してもらうという「合理的配慮の提供」や、そもそも工事をして階段を設置してもらうという「環境の整備」が考えられます。

　では、工事で階段が設置されたけれども、依然エレベーターはない建物を車いすで利用するとしたらどうでしょうか。階段があっても、車いすにのったままでは2階に行けませんが、皆さんは「車いすにのっている自分が悪い」と考えるでしょうか？

　先ほどの医学モデル・社会モデルの考え方を当てはめてみましょう。今までは、体に障がいがあるから、歩けないから問題だという「医学モデル」が社会の考え方でした。しかし、たまたま障がいのない方のみを想定して階段だけの建物を作ってきた「社会のあり方」に問題があるとは考えられないでしょうか。

　実際、2階建ての建物には基本的に階段があるように、障がいのない方にとっては既に多くの社会的障壁が取り除かれています。しかし、同じ状況であっても、ある人にはそれが社会的障壁となって障がいが生じるのです。

　障がいのある方に対しても「合理的配慮の提供」や「環境の整備」によって社会的障壁を除去することで、障がいのあるなしによって分け隔てられることのない「共生社会の実現」を目指す、それが障害者差別解消法の目的です。

ＰＰＴ　13枚目　4　障害者差別解消法とは

　それでは、障害者差別解消法の中身について説明いたします。

　皆さん誰しも「差別はしてはいけないこと」と小さい頃から教えられ、そう考えていると思いますが、残念ながら、令和4年11月実施の内閣府の調査では「障がいのある人に対して障がいを理由とする差別や偏見があると思うか」という質問に対して、88．5％が「あると思う」と答えています。

　ただ、いったい障がいを理由とした差別って何なのか、どんなことが差別になるのか、どうしたらよいのかわからない人が大勢います。わからないままそれが差別につながっているのが現状です。

　そのため、法律という誰もがわかるモノサシで、具体的に何が差別なのか、どうしたらいいのかを示すことで、差別解消の一歩とすることが目標となっています。

ＰＰＴ　14枚目　障害者差別解消法のキーワード

　この障害者差別解消法のキーワードは、2つあります。

　1つ目が不当な差別的取扱いの禁止、2つ目が合理的配慮の提供です。

ＰＰＴ　15枚目　不当な差別的取扱い

　1つ目の不当な差別的取扱いの禁止ですが、こちらは単純に、障がいを理由として障がいのある方とない方で不当な差別を行ってはいけない、ということです。

　障がいがあることを理由にサービスの提供を断ることや、施設の利用に介助者の同伴を求めるなど、障がいのない方には付けない条件を付けることなどが不当な差別的取扱いに当たります。

ＰＰＴ　16枚目　合理的配慮の提供

　2つ目の合理的配慮の提供ですが、こちらは、障がいのある方から、社会的障壁を取り除いて欲しいと伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応するというものです。

　例えば、耳や目が不自由な方から筆談や読み上げを求められたときに対応することや、車いすにのっている方から高い所にある商品に手が届かないと言われた際に商品を取ってわたすことなどが考えられます。

ＰＰＴ　17枚目　特別扱いではない

　合理的配慮を理解する上で注意したいのは、障がいのある方を特別扱いするというものではないということです。障がいのない方と比べて平等な機会を得られるようにするという目的が根本にあります。

　さきほどのエレベーターのない建物の例では、エレベーターをすぐに設置するというのは難しいかもしれません。例えば、2階で会議を開く予定だったのだとすれば、会議の場所を1階に移すという対応でお互いが納得したのであれば、それが合理的配慮になります。

　障がいは種類も程度も様々で、本人の意思を尊重することが重要です。合理的配慮の提供をする際には、お互いに解決策を考える建設的対話を通して、それぞれの場面や障がいに応じた配慮をお願いいたします。

ＰＰＴ　18枚目　差別的取扱いの禁止、合理的配慮の義務

　差別解消法により、差別的取扱いについては、国の行政機関・地方公共団体、民間事業者共に禁止です。合理的配慮については、令和6年4月に改正障害者差別解消法が施行されたことにより、民間事業者について以前までは努力義務だったものが国の行政機関・地方公共団体と同様に法的義務となりました。

　令和4年11月に内閣府が実施した調査で、この差別解消法を知っているかどうかという調査がありました。その結果、知っていると答えた方は24.0％、内容も知っていると答えた方は全体のわずか5.7%でした。冒頭でも申し上げたように、障害者差別解消法が成立したことで直ちに差別が無くなるものではなく、この法律をきちんと理解し、誰もが暮らしやすい社会をつくるための行動が、皆さん一人一人の間で少しずつでも増えていき、それを継続して積み重ねていくことが重要です。

　今後、ふくしま共生サポーターとして、ぜひ、こんな法律があるよ、こんなことがバリアになっているからこんなことが求められているよ、ということを周りで伝えていってください

ＰＰＴ　19枚目　6　障がい特性と私たちができること

　ここで、今ほどご説明した「合理的配慮」についてより理解を深めていただくために、福島県が作成した、合理的配慮の具体的事例に関する動画を視聴いただきます。

※講義時間に応じて、動画視聴はスキップ。

～動画視聴「障がいのある方もない方も共に暮らしやすい福島県にするために【合理的配慮事例編】」（約10分）～

　ご視聴いただきありがとうございました。動画の最後にもありましたが、合理的配慮を提供する際には、相手と十分に話し合うことが重要だということをあらためてご理解ください。また、こちらの動画も福島県の公式YouTubeにアップロードされておりますので、いつでもご覧いただけます。

ＰＰＴ　20枚目　7　福島県からのお知らせ①

　ここから、何点か福島県からのお知らせをいたします。

　福島県では、平成31年4月1日に「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」、「福島県手話言語条例」の2つの条例を施行しました。「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」は、令和6年4月1日に改正条例が施行されています。

　条例制定時に作成したパンフレットと、改正時に作成したチラシをお配りしております。それぞれの右下や左下にあるコードは音声コードというもので、ユニボイスというアプリを使用して読み上げが可能となっております。

ＰＰＴ　21枚目　福島県からのお知らせ②

福島県ではさきほどご覧いただいた動画とともに、「合理的配慮ガイドブック」も作成しております。県のホームページからどなたでもダウンロードすることが可能です。本講座で学んでいただいた「合理的配慮」について、具体例をまじえてより詳しく理解できるものとなっておりますので、ぜひご覧ください。

ＰＰＴ　22枚目　福島県からのお知らせ③

　皆さん、ヘルプマークをご存知でしょうか。内部障がいのある方や難病の方、妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるマークです。ヘルプマークを身につけている方を見かけた場合は、思いやりのある行動をお願いいたします。

ＰＰＴ　23枚目　ふくしま共生サポーターについて、

　最後になりますが、ふくしま共生サポーターについて説明いたします。

ＰＰＴ　24枚目　ふくしま共生サポーターとは？

　本日養成講座を受講された皆さんには、「ふくしま共生サポーター受講証」を発行し、サポーターとして登録いたします。

　共生サポーターとして皆様に取り組んでいただきたいことは、「職場や地域において、障がいや障がいのある方への理解が促進するよう情報発信を行う」「積極的な交流などを通じて自らの障がいのある方への理解を深める」「支援を必要とする方に自ら率先して支援を行う」などです。

ＰＰＴ　25枚目　ふくしま共生サポーターとして

　また、受講証の表面には「共生社会実現のための誓い」を記入する欄があります。

　ここには、共生サポーターとして皆さんご自身が今後行っていきたいことについて、ご自由にご記入ください。

ＰＰＴ　26枚目　サポーターによる講座の実施について

　また、本日養成講座を受講しサポーターとなられた方は、自らが講師となり、所属団体の職員等を対象として養成講座を実施することができます。講師登録の申請をされた方には、『ふくしま共生サポーター養成講座講師登録証』を交付し、講師として登録いたします。

　資料や読み上げ原稿は県のホームページにアップロードされておりますので、職場や地域における障がいのある方への理解がより一層深まるよう、ご協力よろしくお願いいたします。

ＰＰＴ　27枚目　協賛企業・団体を募集しています。

　本講座の主旨にご賛同いただき、障がいや障がいのある方への理解促進や普及啓発にご協力いただける企業・団体を「ふくしま共生サポーター協賛企業・団体」として募集しています。

　協賛には、所属職員を対象に講座を実施すること、所属職員のうち１名以上が講師として登録されていること、事業所等において協賛ステッカーを掲示することなどの条件があります。

　詳しくは県のホームページをご覧ください。

ＰＰＴ　最終ページ

　以上で「ふくしま共生サポーター」養成講座を終わります。

　本日はご清聴いただきありがとうございました。